

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年10月2日 13時30分～14時57分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について、労使双方から金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額：1,001円（+59円引上げ） 根拠：特定最低賃金の改正の申出に合意した組織労働者の時間給は1,119円であり、この額への早期の引き上げが必要である。1,119円と現在の最低賃金942円の差が177円あり、早期（3年）で引き上げるとして、177円を3年で割ると59円となるので、これをもとにプラス59円とした。なお、このほかにも、職業別求人賃金、求職者希望賃金のパートの下限額や、電機連合の地場の企業の春の賃上げ結果なども総合的に判断した。</p> <p>労働者側 第2回提示額：995円（+53円引上げ） 根拠：連合の春季生活闘争の集計結果より、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額が加重平均で52.78円であるので、これを引き上げると53円となるので、これをもとにプラス53円とした。</p> <p>使用者側 第1回提示額：961円（+19円引上げ） 根拠：令和5年賃金改定状況調査結果の第4表①の男女計、産業計の令和5年のBランクの賃金上昇率が2%であるため、特定最低賃金額942円に2%を掛けると18.84となり切り上げてプラス19円とした。</p> <p>使用者側 第2回提示額：965円（+23円引上げ） 根拠：令和5年賃金改定状況調査結果の第4表③の男女計、産業計の令和5年のBランクの賃金上昇率が2.4%であるため、特定最低賃金額942円に2.4%を掛けると22.6となり切り上げてプラス23円とした。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子が見えないうえ、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和5年10月13日10時00分から開催することを確認した。</p>		

